本号で公布された法令のあらまし

◇気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（法律第三七号）（国土交通省）

一　気象業務法の一部改正関係

1　水象の定義に、火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象を追加することとした。（第二条第三項関係）

2　予報業務の許可を受けた者は、気象庁が行った観測等（以下「本観測」という。）の成果に基づいて予報業務を行うに当たり、本観測の成果を補完するために行う観測（以下「補完観測」という。）に用いる気象測器については、検定に合格していないものであっても、気象庁長官の確認を受けたときは、当該補完観測に使用することができることとした。（第九条第二項関係）

3　気象庁は、都道府県知事と共同して洪水の予報等をする場合において、国土交通大臣から二の情報の提供を受けたときは、これを踏まえることとするとともに、当該情報を活用するに当たって特に専門的な知識を必要とする場合には、国土交通大臣の技術的助言を求めなければならないこととした。（第一四条の二第三項及び第四項関係）

4　気象関連現象予報業務に係る許可の基準の見直し等

㈠　土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予報の業務（以下「気象関連現象予報業務」という。）に係る許可の基準として、土砂崩れ、高潮、波浪又は洪水の予想の方法がそれぞれ国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること等を追加することとした。（第一八条第一項第六号関係）

㈡　気象庁長官は、土砂崩れ又は洪水の予報の業務に係る許可をしようとするときは、当該予報業務のうち土砂崩れ又は洪水の予想の方法が㈠の技術上の基準に適合するものであることについて、国土交通大臣に協議しなければならないこととした。（第一八条第三項関係）

㈢　気象関連現象予報業務に係る許可を受けた者であって、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わないものについては、事業所ごとの気象予報士の設置等を要しないこととした。（第一九条の二関係）

5　特定予報業務に係る許可を受けた者の説明義務の創設等

㈠　噴火、火山ガスの放出、土砂崩れ、津波、高潮又は洪水の予報の業務（以下「特定予報業務」という。）に係る許可については、当該特定予報業務に係る予報業務の目的は、㈢の説明を受けた者にのみ利用させるものに限られることとした。（第一七条第三項関係）

㈡　特定予報業務に係る許可の基準として、㈢の説明を適確に行うことができる施設等を有するものであること等を追加することとした。（第一八条第一項第三号関係）

㈢　特定予報業務に係る許可を受けた者は、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、その利用に当たって留意すべき事項等を説明しなければならないこととした。（第一九条の三関係）

6　気象庁以外の者が警報をしてはならない現象に、土砂崩れその他の気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象を追加することとした。（第二三条関係）

二　水防法の一部改正関係

都道府県知事は、都道府県知事が指定した河川の状況の通知等を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知等に係る河川の水位等に関する情報であって、国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができることとするとともに、国土交通大臣は、当該求めがあったときは、当該情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供すること等とした。（第一一条の二関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第三八号）（文部科学省）

1　量子科学技術研究開発機構により設置される放射光施設の追加

特定先端大型研究施設として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）により設置される、放射光を使用して研究等を行うための施設であって、文部科学省令で定めるもの（以下「特定放射光施設」という。）を追加することとした。（第二条第三項関係）

2　基本方針の策定

文部科学大臣は、量子科学技術研究開発機構により設置される特定放射光施設の共用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

3　特定先端大型研究施設の設置者として量子科学技術研究開発機構が行う業務

量子科学技術研究開発機構は、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとした。（第五条第一項関係）

㈠　放射光共用施設（特定放射光施設のうち研究者等の共用に供される部分をいう。）の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。

㈡　放射光専用施設（特定放射光施設に係る放射光を使用して研究等を行うために特定放射光施設に附帯して設置される施設であって、当該特定放射光施設の設置者以外の者により設置されるものをいう。）を設置する者に対し、これを利用した研究等に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。

㈢　㈠及び㈡の業務に附帯する業務を行うこと。

4　実施計画の作成及び認可

量子科学技術研究開発機構は、基本方針の内容に即して、3の業務（5㈡により、量子科学技術研究開発機構が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととした。（第六条第一項及び第二項関係）

5　登録施設利用促進機関による利用促進業務の実施等

㈠　文部科学大臣は、3の業務のうち、施設利用研究を行う者の選定や支援等の業務（以下「利用促進業務」という。）の全部又は一部を文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録施設利用促進機関」という。）に行わせることができることとした。（第八条第一項関係）

㈡　量子科学技術研究開発機構は、文部科学大臣が㈠により利用促進業務の全部又は一部を登録施設利用促進機関に行わせることとしたときは、当該業務を行わないものとした。（第九条第一項関係）

6　施行期日等

㈠　この法律の施行に伴い必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条及び第三条関係）

㈡　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第四条関係）

㈢　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第五条～第七条関係）

㈣　この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（政令第一九四号）（総務省）

1　自衛防災組織に関する事項

㈠　特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に㈢の規定により消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき五人の防災要員を置くとともに、可搬式放水銃等を備え付けなければならないものとした。（第七条第一項及び第一五条関係）

㈡　特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に㈢の規定により消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、その消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を指揮者及び泡消火薬剤の算定対象に含めることとした。（第七条第二項及び第一四条関係）